2022/05/01チェックシート-C ver.15

**安全保障輸出管理　チェックシート C.研究者受入(個別対応)**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認日 | 年　　月　　日 | 受入予定日・期間 | | |  | |
| 記入者 | 氏名： | 所属： | | | | 連絡先： |
| 受入先（記入者と異なる場合記入） | | | 受入者： | | | 所属： |
| 研究者 | 氏名： | | | 所属先： | | |
| 現居住国 | | | 国籍 | | |
| 提供する技術など： | | | | | | |

**設問１** このチェックシートでは、本学へ受入予定のある外国人研究者（非居住者の日本人研究者含む）について、安全保障輸出管理上、許可申請手続が必要かどうかを判定します。回答の結果に従い、許可申請が必要なら所定の書類一式を、不要ならこのチェックシートのみを、所属部局へ提出してください。

**相手は以下のいずれに該当しますか？**

**□　居住者 ：チェック終了（本シートのみ提出）**

来日後6ヶ月以上経過している。又は国内の大学等で雇用されている研究者。

**□　非居住者 ：次のチェックボックスへ**

**□　特定類型に該当する居住者 : 次のチェックボックスへ**

特定類型①　契約に基づき、外国政府等・外国人等の支配下にある者

　　 特定類型②　経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

　　 特定類型③　①、②以外で、国内において外国政府等の指示の下で行動する者

**2ページ目へ**

**相手の所属先は外国ユーザーリスト掲載機関ですか？**

本学の安全保障輸出管理HPより、外国ユーザーリスト掲載機関に当たるかどうかチェック

（<https://intra.nagoya-cu.ac.jp/intra/research/management/security-export-control/>）

**□　 はい : 部局の輸出管理責任者と相談 　　 □　いいえ ：次のチェックボックスへ**

注：研究分野が懸念区分以外であれば許可申請

不要ですが、念のため連絡をお願いします。

**文系の方**

**理系の方**

**技術情報を扱いますか？**

エレクトロニクス・コンピューター・通信関係

の研究（プログラムの設計等）は該当する可能性

がありますのでご注意下さい。

**□　はい ：左のチェックボックスへ**

**□　いいえ ：チェック終了(本ｼｰﾄのみ提出)**

**例外規定の適用が可能ですか？**

最終ページの参考資料をもとに、今回の研究活動が

例外規定にあたるかどうかチェック

**□　はい ：チェック終了（本ｼｰﾄのみ提出）**

**□　いいえ ：次のチェックボックスへ**

**提供する技術はリスト規制対象品目に当たりそうですか？**

　　　本学の安全保障輸出管理HPより、提供する技術が外国為替令 別表 １－１5項に当たりそうかどうかチェック

（<https://intra.nagoya-cu.ac.jp/intra/research/management/security-export-control/>）

**□　 はい ：該非判定・取引審査へ　 　　 □　いいえ ：次のチェックボックスへ**

該非判定票を作成し、本シート・参考資料(経歴書など)を添えて提出

**1ページ目続きより**

**最終的な技術の提供先はグループA該当国ですか？**

グループA該当国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、

チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、

イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、

ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

**□　は い ： チェック終了（本シートのみ提出）**

**□　いいえ →**設問２の設問Aにおいて、

**□　回答は「いいえ」のみ　→　チェック終了（本シートのみ提出）**

**□　回答に１つでも「はい」がある　→　取引審査へ**

取引審査票を作成し、本シート・参考資料（契約書など）を添えて提出

|  |  |
| --- | --- |
| 記入年月日：　　年　月　日 | 氏名 |

**設問2** 　以下のチェックリストでは、取引が予定されている技術の提供先における用途・需要者確認を行います。 設問A に回答後、必要があれば 設問B の各設問にも回答してください。

設問A Ⅰ.「用途」チェックリストおよびⅡ.「需要者」チェックリストに回答してください。

**→１つでも該当する場合、 設問１ の最後のチェックボックスに「はい」と回答してください。**

**Ⅰ．「用途」チェックリスト**

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認して下さい。その際、以下の用途に用いられることが契約書もしくは入手した文書、図画又は電磁的記録媒体に記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認し、該当する場合は右欄に○を付けて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 該当 |
| **１．大量破壊兵器キャッチオール規制関連**（グループB・C・D該当国向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合） | |
| 核兵器の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の化学製剤または細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵 |  |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| [別表行為]①核燃料物質もしくは核原料物質の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| ②核融合に関する研究 |  |
| ③原子炉またはその部分品または附属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵 |  |
| ④重水の製造 |  |
| ⑤核燃料物質の加工 |  |
| ⑥核燃料物質の再処理 |  |
| ⑦以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関  　が行うものまたはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの  ａ 化学物質の開発または製造  ｂ 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用または貯蔵  ｃ ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵  ｄ 宇宙に関する研究 |  |
| **２．通常兵器補完規制関連**（国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第３の２の国・地域）向け）  **→ 該当する場合は、設問B １.用途要件の除外に関するチェックリストにも回答して下さい。** | |
| 通常兵器の開発、製造または使用  注：通常兵器…輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）  　　　　　 　→ 輸出令別表第１ １項を確認（<https://intra.nagoya-cu.ac.jp/intra/research/management/security-export-control/>） |  |

**Ⅱ．「需要者」チェックリスト**

提供予定の技術の最終的な需要者について確認を行って下さい。需要者が以下に掲げる行為を行っている、または過去に行っていたことについて契約書もしくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、または相手先等から連絡を受けたかについて確認し、該当する場合は右欄に○を付けて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 該当 |
| **１．大量破壊兵器キャッチオール規制関連**（グループB・C・D該当国向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合）  **→ 「はい」がある場合は、設問B　2.「明らかガイドライン」チェックリストにも回答して下さい。** | |
| ①外国ユーザーリストのチェック | |
| 需要者は外国ユーザーリストに掲載されている |  |
| ②需要者要件のチェック | |
| 核兵器の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵 |  |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用または貯蔵 |  |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 記入年月日：　　年　月　日 | 氏名 |

設問B 　 設問A に回答した結果、指示があった場合は、対応する設問に回答して下さい。

**１．用途要件の除外に関するチェックリスト　設問A Ⅰ-２ において「はい」がある場合は回答して下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用　途　要　件　の　除　外 | ①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |

(※)別表　一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの を含む。）のうち次に掲げるもの又　　はこれらの部分品　１ 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾　２ 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾　二 産業用の発破器　三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

**２．「明らかガイドライン」チェックリスト　設問A Ⅱにおいて「はい」がある場合は回答して下さい。**

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付けて下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の  用途・仕様 | ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ・－ |
| ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・  装置等の条件・態様 | ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、  輸送ルート、梱包等における態様 | ⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や  秘密保持等の態様 | ⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17･03･30 貿局第７号）等を参照のこと）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |

**参考資料　例外規定について**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入年月日：　　年　月　日 | 氏名 |

海外において技術の提供を行う場合、安全保障貿易管理の観点から特に支障がない場合、取引を規制の対象外とする例外規定を適用することができます。以下に代表的な例外規定を示します。

**[代表的な例外規定]**

１. 公知の技術を提供する取引または技術を公知とするために当該技術を提供する以下の取引

① 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイルなどにより、

既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

② 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録など不特定多数の者が入手

可能な技術を提供する取引

③ 工場の見学コース、講演会、展示会などにおいて不特定多数の者が入手または

聴講可能な技術を提供する取引

④ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

⑤ 学会発表用の原稿または展示会などでの配布資料の送付、雑誌への投稿など、

当該技術を不特定多数の者が入手または閲覧可能とすることを目的とする取引

２．基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

　ここでいう**「基礎科学分野の研究活動」**とは、**「自然科学の分野における現象に**

**関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的または実験的方法に**

**より行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」**です。

産学連携に係る共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としている

ケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意して下さい。

３．工業所有権の出願または登録を行うために、当該出願または登録に必要な最小限の技術を提供する取引

４．貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人または需要者に対して提供する取引

５．プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理などのための必要最小限のものの取引（ただし、提供の結果、プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上する修理などに係る技術は除く）

６．コンピュータや通信関連貨物の設計、製造または使用に係る市販のプログラムに関する取引

７．以上のような取引に伴って行われる技術の持ち出し